



散歩中に飼い犬が興奮し、通りがかりの人にけがをさせてしまったら？

相談者の気持ち

飼い犬が散歩中に、よその犬に興奮し猛然と駆け出したので思わずリードを放してしまったら、犬が通りがかりの人にぶつかりそうになりました。その人は驚いてよけた拍子に転んでけがをさせていただきましたが、飼い主は治療費を補償しなければならないのでしょうか？

萩谷 雅和 Hagiya Masakazu 弁護士

第一東京弁護士会所属。企業法務を中心に、一般民事事件、家事事件などを広く手がける。著書に「知識ゼロからの働き方改革で変わる労働法入門」(共著、幻冬舎、2019年)ほか。



はい、治療費の補償は必要です。民法709条に「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」という規定があります。不法行為という有名な条文です。本件はこれに当てはまります。以下、分析してみましょう。

本件は「故意」ではありませんが「過失」があります。「飼い犬が散歩中に、よその犬に興奮し猛然と駆け出した」という部分ですが、動物の習性としてこのようなことはよくあります。ですから、このような犬を散歩に連れ出すとすればかなり外れにくいリードを付けて行くか、あるいはそもそも普通の公道を散歩させるべきではありません。

そこで「思わずリードを放してしまっただと」いうのは、飼い主である貴方^{あなた}の「過失」ということになります。自分にとっては愛犬であり、しかも、「犬には散歩が必須」ということもよく知られていることですが、見方を変えれば、犬の散歩は、自分は危険が内在しているものを公道に持ち出している、という自覚が必要なのですね。

次に「他人の権利又は法律上保護される利益」という部分の検討です。上記の「過失」があったとしても、この「権利」や「利益」を侵害していな

ければ不法行為とは言えません。この点については、公道の通行人は、各人が特に誰からも危険な目にあうことなく公道を歩行できるものです。したがって、このように安全に歩行できることは「法律上保護される利益」です。

「侵害した」という部分については、貴方の過失と歩行者のけがとの間に因果関係がなければなりません。その損害が行為の直接の結果であるか間接の結果であるかは問われません。

しかもこの因果関係は、何らかの因果関係が認められるというものでは足りず、相当因果関係、つまり、抽象的にみてその行為が一般的に同種の損害を生じ得る可能性を必要とします。

公道を歩行中に、向こうから犬が猛然と走ってきたら、驚いてよけようとするのは自然な成り行きです。そのよけようとする過程で転んでしまうことも大いにあり得ることで、特にその通行人に落ち度はなく、いわば想定され得る過程の中の1つに入るでしょう。つまり、「思わずリードを放してしまっただ」という過失と歩行者のけがとの間には相当因果関係がある、ということになります。

ただし、例えば、そのけがの治療に行った病院で医療過誤が生じ、その通行人に重篤な後遺症が生じてしまったという場合、その後遺症の部分には相当因果関係はないとされるでしょう。

